

議案第六十号

杉並区立産業商工会館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年十一月二十一日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立産業商工会館条例の一部を改正する条例

杉並区立産業商工会館条例（昭和四十年杉並区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（休館日及び開館時間）

第二条の二 会館の休館日及び開館時間は、規則で定める。

第五条から第七条までを次のように改める。

（利用料金等）

第五条 第三条の承認を受けたものは、指定管理者（第十五条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第七条までにおいて同じ。）に利用料金を使用するときまでに納付しななければならない。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところによる。

2 会館の施設及びその利用料金は、別表第一のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、第三条第一号及び第二号に規定するもの並びに別に定める

ところにより、あらかじめ区に登録されている団体が使用する場合における会館の施設及びその利用料金は、別表第二のとおりとする。

4 会館の附帯設備及び器具並びにそれらの利用料金は、規則で定める。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第六条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができ。

(利用料金の不還付)

第七条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第十五条 区長は、会館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、会館の管理の業務のうち次に掲げるもの(以下「管理の業務」という。)を行わせることができる。

一 第三条の規定により、会館の施設等の使用を承認すること。

二 第四条の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めたとときに、会館の施設等の使用を承認しないこと。

三 第十条の規定により、同条第一号若しくは第二号に該当するとき、又は指定管理者が必要と認めたときに、会館の施設等の使用条件の変更又はその使用の停止若しくは使用の承認の取消しをすること。

四 会館の施設等の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第十六条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができる」と認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

二 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

三 会館の効用を最大限に発揮するとともに、産業の振興発展を図ることができること。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

第十七条を第二十一条とし、第十六条の次に次の四条を加える。

(指定管理者の指定の取消し等)

第十七条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- 二 前条第三項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、区長が臨時に会館の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第一及び別表第二に定める額並びに第五条第四項の規定により規則で定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第五条第一項、第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、第五条第一項中「指定管理者(第十五条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第七条までにおいて同じ。）」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第六条及び第七条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、指定管理者」とあるのは「区長」と、別表第一及び別表第二中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(指定管理者の告示)

第十八条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第十九条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後)、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第二十条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
  - 二 個人情報情報の取扱いその他の会館の管理の基準に関する事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、会館の管理に関し必要な事項
- 別表第一及び別表第二中「第五条」を「第五条、第十七条」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の杉並区立産業商工会館条例第五条から第七条まで、第十五条、第十六条、別表第一及び別表第二の規定は、平成十八年九

月一日（同日前にこの条例による改正後の杉並区立産業商工会館条例第十六条の規定により会館の指定管理者を指定した場合にあっては、当該指定の日とする。）までの間は、なおその効力を有する。

（提案理由）

産業商工会館に指定管理者制度を導入する必要がある。

杉並区立産業商工会館条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>（休館日及び開館時間）</p> <p>第二条の二 会館の休館日及び開館時間は、規則で定める。</p> <p>（利用料金等）</p> <p>第五条 第三条の承認を受けたものは、指定管理者（第十五条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第七条までにおいて同じ。）に利用料金を使用するときまでに納付しなければならぬ。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところによる。</p> <p>2 会館の施設及びその利用料金は、別表第一のとおりとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第三条第一号及び第二号に規定するもの並びに別に定め</p>	<p>（使用料等）</p> <p>第五条 会館の施設及びその使用料は、別表第一のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第三条第一号及び第二号に規定するもの並びに別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体が使用する場合における会館の施設及びその使用料は、別表第二のとおりとする。</p> <p>3 会館の附帯設備及び器具並びにそれらの使用料は、規則で定める。</p> <p>4 使用料は、使用するときまでに納付しな</p>

るところにより、あらかじめ区に登録されている団体が使用する場合における会館の施設及びその利用料金は、別表第二のとおりにする。

4 会館の附帯設備及び器具並びにそれらの利用料金は、規則で定める。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第六条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第七条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第十五条 区長は、会館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき

ければならない。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところによる。

(使用料の減免)

第六条 区長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第七条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(管理の委託)

第十五条 区長は、会館の管理を公共的団体である産業商工会館運営協議会に委託する



は、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、会館の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

一 第三条の規定により、会館の施設等の使用を承認すること。

二 第四条の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めたときに、会館の施設等の使用を承認しないこと。

三 第十条の規定により、同条第一号若しくは第二号に該当するとき、又は指定管理者が必要と認めたときに、会館の施設等の使用条件の変更又はその使用の停止若しくは使用の承認の取消しをするこ

と。

四 会館の施設等の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必

ことができると。この場合において、区長は、当該公共的団体との間に委託の範囲、管理の方法その他委託に関し必要な事項を定めなければならない。

## 要と認める業務

### (指定管理者の指定)

第十六条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができる」と認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

二 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

三 会館の効用を最大限に発揮するとともに

### (経費の支出)

第十六条 前条の規定に基づき管理を委託したときは、区長は、予算の範囲内において、当該委託した事務の執行に要する経費を委託料として支払うものとする。

2 前条の規定に基づき管理を委託された公共的団体が、区内の産業の振興発展を図るため事業を実施するときは、区長は、予算の範囲内において、補助金を支出することができる。

に、産業の振興発展を図ることができること。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第十七条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

二 前条第三項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全

部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に会館の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第一及び別表第二に定める額並びに第五条第四項の規定により規則で定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 | 前項の場合にあつては、第五条第一項、第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、第五条第一項中「指定管理者（第十五条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第七条までにおいて同じ。）」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第六条及び第七条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「区長」と、別表第一及び別表第二中「利用料

金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(指定管理者の告示)

第十八条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第十九条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後)、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第二十条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
- 二 個人情報の取扱いその他の会館の管理の基準に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、会館の管理に関し必要な事項

(委任)

第二十一条 略

(委任)

第十七条 略